

新宮市告示第55号

新宮市一時預かり事業（一般型）実施要綱

新宮市一時預かり事業（一般型）実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

新宮市長 上田 勝之

新宮市一時預かり事業（一般型）実施要綱

新宮市一時預かり事業（一般型）補助金交付要綱（令和5年新宮市告示第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、保育所等を利用していない家庭における日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより一時的に家庭での保育が困難となる場合のほか、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として、児童を一時的に預かる事業を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図ることを目的として、新宮市一時預かり事業（一般型）（以下「事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては、一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日付5文科初第2592号こ成保第191号文部科学省初等中等教育局長・こども家庭庁成育局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に定める一時預かり事業（一般型）（以下「国実施要綱」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、新宮市とし、市長が適切と認めた社会福祉法人、学校法人等（以下「実施施設」という。）に委託して事業を実施するものとする。

2 実施施設は、事業の委託を受けたときは、新宮市一時預かり事業（一般型）実施計画書を市長に提出しなければならない。

（対象児童）

第3条 事業の対象となる児童は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業を利用していない児童であって、新宮市に住民登録がある生後12か月以上小学校就学の始期に達する前の児童とする。ただし、実施施設が受入可能と判断した場合は、この限りでない。

（実施日及び実施時間）

第4条 事業の実施日及び実施時間は、実施施設が定めるものとする。ただし、実施に当たっては、あらかじめ市長と協議するものとする。

（設備基準及び保育の内容）

第5条 設備及び保育の内容に関する基準は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11

号。以下「省令」という。)第36条の35第1項第1号イ、ニ及びホに掲げる要件を満たすこととする。

(職員の配置)

第6条 実施施設は、省令第36条の35第1項第1号ロ及びハの規定並びに国実施要綱の4(1)④に基づき、児童の年齢及び人数に応じて当該児童の処遇を行う者を配置しなければならない。

(利用申込み)

第7条 事業を利用しようとする保護者(以下「申込者」という。)は、実施施設の長(以下「施設長」という。)にあらかじめ利用の申込みをしなければならない。

(利用の諾否及び通知)

第8条 施設長は、前条の規定による利用の申込みがあったときは、その内容を審査し、利用の諾否を決定し、申込者に通知するものとする。

(利用の停止)

第9条 施設長は、申込者において、事業の利用が不相当であると認めるときは、利用を停止することができる。

(利用料)

第10条 施設長は、事業を利用したときの利用料を市長と協議の上定めるものとし、事業を利用した者からその額を徴収するものとする。

(利用実績の報告)

第11条 実施施設は、事業が完了したときは、速やかに新宮市一時預かり事業(一般型)実績報告書、新宮市一時預かり事業(一般型)実績明細書、新宮市一時預かり事業(一般型)所要額調書及び新宮市一時預かり事業(一般型)請求書を市長に提出しなければならない。

(委託料の支払)

第12条 市長は、実施施設から前項による実績報告があったときは、内容を審査の上、適切と認めるときは、速やかに委託料を支払うものとする。なお、委託料の額は、子ども・子育て支援交付金の交付について(令和5年9月7日付こども家庭庁官通知)の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき算定した額と事業実施に要した額を比較して定めるものとする。

(関係書類の整備)

第13条 実施施設は、事業に関する関係書類を適切に整備するものとする。

(疑義)

第14条 市長は、事業の実施に関し、疑義が生じた場合は、実施施設に対し報告を求め、又は職員に調査をさせることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。